

重度障害者医療的ケア等支援事業（道による市町村補助事業）

平成21年度より

【目的】 日常的に医療的ケアを必要とする重度の障害者について、地域で生活するために必要となる社会活動への参加を確保するため、デイサービス事業所等の活動場所へ看護師を派遣することにより、重度の障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業内容等】

区 分	内 容		
実施主体	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。）		
補助率	道 1 / 2 市町村 1 / 2		
対象者	日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害者であって、主治医より看護師の派遣が必要であるとして、訪問看護指示書の交付を受けた者。		
事業内容	<p>(1) 短時間派遣事業 看護師を派遣し、経管栄養、導尿、注射等の定時に集中する医療的ケアや短時間で可能な医療的ケアを実施</p> <p>(2) 長時間派遣事業 看護師を派遣し、利用者の状態に応じて、身体状況等を観察しながら、必要に応じて痰の吸引、水分補給、胃ろう管理、気管カニューレ管理、てんかん発作の対応等の医療的ケアを実施</p>		
派遣場所	<p>次の施設等のうち看護師が未配置であり、主治医及び看護師との密接かつ適切な連携が可能であって、医療的ケアの提供が可能と認められる場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法に定める障害福祉サービスのうち、職員配置基準上、看護師を配置することとされておらず、かつ、医療連携体制加算の算定ができないサービス事業所 ・ 地域活動支援センター ・ 障害者地域共同作業所 ・ その他市町村が社会参加活動又は日中活動の場所と認めた施設等 		
派遣形態 及 び 設定単価	(1) 短時間派遣（～1.5時間程度、2人まで） 定時に集中する医療的ケアや短時間で可能な医療的ケア	看護師 派遣単価	短－1回 5,300円 長－1回 15,900円
	(2) 長時間派遣（2～6時間、4人まで） 身体状況を観察しながら必要に応じて行う医療的ケア	管 理 療養費	1日 2,900円 （月初日 7,050円）
利用回数	対象者1人につき週3回、月12回の派遣を限度		
利用者負担額	障害者自立支援法と同様の水準 （一定の所得以下の18歳未満の児童については、障害者自立支援法の水準の1/2）		